

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	三谷コンピュータ株式会社 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-13
工事等の名称	公営住宅管理システム賃貸借(長期継続契約)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
契約金額	月額 218,350円
工事等の概要	公営住宅管理システムの賃貸借
随意契約の理由	公営住宅管理システム（以下、「現行システム」という。）は、税・国保・福祉関連業務において導入している株式会社アイネス（以下、「アイネス社」という。）のパッケージソフト「WebRings」と一体的に提供されていたが、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、標準準拠システムへの移行（以下、「標準化」という。）において、税・国保関連システムについては、一定の品質確保が困難等の理由により、移行対応は「不可能」とであると、アイネス社より通知を受けた。これにより現行システムは、令和9年3月末をもって保守対応が終了することとなった。 そのため、現行システムからの移行にあたり、令和7年度に短期間で必要要件を満たす新システム構築が可能な事業者として、三谷コンピュータ株式会社（以下「三谷社」という。）を選定・契約し、新システムを構築した。令和8年度は最終チューニングや検証等を行い、同年度10月より新システムによる運用を開始する。 本システムの利用に伴う賃貸借契約にあたっては、下記に挙げる内容を中心とした総合的判断に基づき契約

	相手を選定する必要がある。 1. 新システムの令和８年中の運用開始スケジュールに向け、最終チューニング等を実施し、遅滞なく本稼働に移行可能であること。 2. 本市の住宅管理業務に必要な機能が実装されていること。 3. 令和７年度構築の新公営住宅管理のシステム構成等を熟知していること。 4. 住民基本台帳情報及び税情報のデータ連携について本市の実状に沿った連携内容を理解していること。また、現行及び想定する標準準拠版システムとの連携実績があること。 5. 松戸市セキュリティポリシー及び松戸市情報システム管理運営規則を理解し、適切なシステム環境を構築できる。 三谷社は、本システム構築事業者であり、システム構成、必要環境および機能について熟知しており、構築面においても真摯かつ堅実に履行してきた実績を有する。加えて、本市の受益者負担金システム導入事業者であり、セキュリティポリシー及び情報システム管理運営規則を熟知している。 上記のことから、同社は上記内容を満たす実績・体制を有する唯一の事業者であると思料する。 以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、三谷社を相手方として随意契約とすることが、適法かつ妥当であるとし、また、松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し、１者からのみ見積書を徴するものとする。
--	---